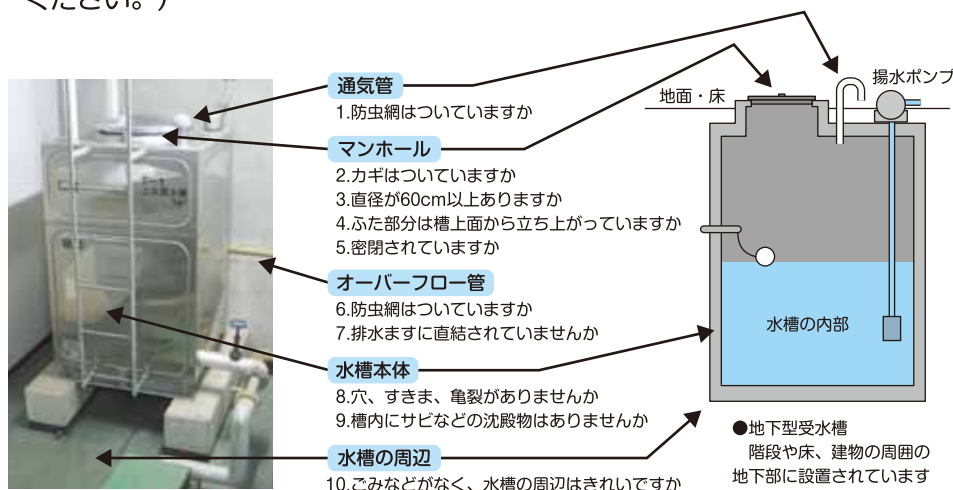


## 水道局からのお知らせ・お願い

### ビル・マンションの受水槽や高置水槽の適正な管理について

安心して水を飲むためには給水装置の維持管理が必要であり、特に受水槽や高置水槽を設置している場合には、設置者（建物の所有者等）の責任で定期的な点検、清掃等を行い、適正管理に努めなければなりません。

- 1年以内ごとに1回、定期的に水槽内の清掃を行いましょう。（安全面等も考慮し、専門業者へ依頼することをお勧めします。）
- 月に1回は水槽の点検を行いましょう。（下記の項目を参考に、点検してください。）



- 日頃から水質の点検を行いましょう。

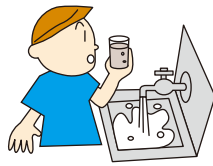
●**変な味がする**  
鉄サビやその他の物質による原因が考えられます。



●**水が赤っぽい**  
一般に鉄サビによるものです。鉄管や、鋼製の受水槽などにサビが出ていることが考えられます。



●**水が濁っている**  
受水槽などが汚れていたり汚水の流入が考えられます。



●**臭いがする**  
塩素臭（カルキ臭）の場合は安全ですが、その他の臭いがするときは受水槽などへの汚染物質（汚水、油、薬剤など）の流入が考えられます。



- 受水槽の容量が10m<sup>3</sup>を超える場合は、水道法に基づいて、1年に1回、国の登録を受けた検査機関による法定検査を受けなければなりません。10m<sup>3</sup>以下の場合であっても、1年に1回は登録検査機関による水質検査を受けましよう。

※**市内の登録検査機関**

公益社団法人 鹿児島県薬剤師会試験センター（TEL：253-8935）

【環境局 環境衛生課 TEL：216-1300】  
 【給排水設備課 TEL：213-8521】

### 水道メーターの取替えにご協力ください

- 皆様のご家庭などに取り付けてある水道メーターの有効期間は、計量法で、「8年」と定められています。
- 水道局が設置した水道メーターは、この有効期間が満了する前に、水道局で新しいメーターに取り替えています。
- 水道局が委託した鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者が「水道メーター取替のお知らせ」票を持って、作業にお伺いしますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



○で囲んだ部分が有効期限になります。（この場合は平成33年7月まで有効）

※メーター取替作業で代金をいただくことはございません。

【営業課 TEL：213-8516】

### 転居前にご連絡を！

転居されるときは、**3日前までにご連絡**ください。

- 転居のご連絡がないと「使用中」とみなし、水道料金・下水道使用料をお支払いいただくことになります。
- 市内間での転居の場合は、ご希望があれば、引き続き、これまでと同じ口座から料金引き落としができます。（転居連絡の際にお申込みください。）
- インターネットから、24時間いつでも転居等精算のお申込みができます。お申込みは「鹿児島県電子申請共同運営システム」（<http://www.shinsei.elg-front.jp/kagoshima/>）からとなります。



※携帯電話からは、左のQRコードをご利用ください。

- 使用中の検針時に集金を希望される方は、直接、電話でご連絡をお願いします。
- 転居などによる水道・下水道の使用開始・使用中の受付、検針業務のお問い合わせは業務受託者へお願いします。

※業務受託者 株式会社ジェネッツ

（直通）TEL：812-6171

※土・日・祝日・時間外（平日も可）の問い合わせ先  
 【鹿児島市水道局（代表）TEL：257-7111】

### 水道メーター検針にご協力ください

- 水道メーターの検針を2か月に1度行っています。正しい検針ができるよう、次のことにご協力ください。
- 1. メーターボックスの中はきれいにし、上に車を停めたり物を置かないでください。
- 2. メーターの検針日が近づいたら、飼っている犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離してつないでください。
- 3. 家の増改築等でメーターが床下や屋内にならないようにしてください。

【営業課 TEL：213-8514・8515】

### 下水道接続工事のお願い

下水道が整備された区域で、まだ下水道に接続されていない方は、早目に排水設備の工事を行ってください。

【下水道管路課 TEL：213-8542】